

令和4年9月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

令和4年10月19日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (13人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	(欠員)	
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	堀田	一徳
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企画財政課長	佐々木 健太郎
税 務 課 長	小中尾 寿 隆
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課長	中 原 敬 介
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水道課長補佐	山 口 高 志
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

第1 認定第1号 令和3年度川棚町一般会計決算認定	決算審査特別委員長報告
第2 認定第2号 令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定	〃
第3 認定第3号 令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定	〃
第4 認定第4号 令和3年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定	〃
第5 認定第5号 令和3年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定	〃
第6 認定第6号 令和3年度川棚町下水道事業会計決算認定	〃
第7 認定第7号 令和3年度川棚町水道事業会計決算認定	〃
第8 閉会中の継続調査の件	総務厚生委員長
第9 議員派遣の件	

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は 1 3 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第 1 ～ 7 認定第 1 号～認定第 7 号

議 長 日程第 1、認定第 1 号「令和 3 年度川棚町一般会計決算認定」から日程第 7、認定第 7 号「令和 3 年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第 3 7 条の規定により、一括議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

決算審査特別委員会委員長 改めておはようございます。ただいまから、決算審査特別委員会付託審査報告を行います。

本委員会に付託されました令和 3 年度の各会計決算等につきましては、分科会方式を採用し審査を終了しております。その結果につきましては、川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により、既に文書にて議長宛に報告書を提出しております。お手元に配布されているものでありますのでご覧いただければと思います。その報告書を読み上げ、報告といたします。

令和 4 年 1 0 月 1 7 日、川棚町議会議長 村井達己 様、決算審査特別委員会委員長 山口隆。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

認定第 1 号、令和 3 年度川棚町一般会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第 2 号、令和 3 年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第 3 号、令和 3 年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定、認定す

べきものと決定。

認定第4号、令和3年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第5号、令和3年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第6号、令和3年度川棚町下水道事業会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第7号、令和3年度川棚町水道事業会計決算認定、認定すべきものと決定。次のページをお願いします。

決算審査特別委員会審査報告。

認定第1号「令和3年度川棚町一般会計決算認定」、認定第2号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」、認定第3号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」、認定第4号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」、認定第5号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」、認定第6号「令和3年度川棚町下水道事業会計決算認定」及び認定第7号「令和3年度川棚町水道事業会計決算認定」について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査の方法 2分科会方式で審査を行い、決算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日。

(分科会) 令和4年10月3日、4日、5日、7日、11日。

(特別委員会) 令和4年10月12日、17日。

(3) 審査場所 第1・第2・第3委員会室、議場及び現地。

(4) 出席者 委員全員、議長、事務局長、事務局書記、教育長、各担当課長、次長、室長、課長補佐、各担当係長。

2. 審査内容（主要事項についての質疑と答弁）。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料として省略する。

(2) 決算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑、生きいきタクシー券の利用率が低い、制度改正などは検討されているのか。

答弁、具体的な改正は検討されていない。

質疑、差し押さえた動産の公売実績は。

答弁、公売会では、36件中8件（1人分の8品）で3,892円、インターネット公売では31件中9件（3人分で9品）で2,187円である。

質疑、高齢者一体的事業で、百歳体操のとき、管理栄養士や理学療法士を派遣したとあるが、地区の百歳体操に派遣したのか。

答弁、地区の百歳体操を利用し、体力向上や生活の指導などを行った。

（以上質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査）

次のページをお願いします。

質疑、農地の利用状況調査で、A分類とB分類があるが、その区分は。また、A分類で農地として利用されたのは。

答弁、A分類は再生可能な農地で、B分類は樹木などが生えており、再生不可能な農地で非農地通知書を発出している。また、A分類については再生可能な農地であるが、草刈り程度の管理でほとんど農地として利用されていない。

質疑、百津地区の川棚港緑地広場の完成年度が令和6年度から令和7年度に延びた理由は。

答弁、県で予算確保ができなかったためである。

（以上質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査）。

以上で質疑を終了し、事件ごと、討論、採決を行った。

3. 審査の結果。

（1）認定第1号「令和3年度川棚町一般会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論。

なし。

賛成討論（要旨）。

適正な予算執行がなされており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論。

なし。

賛成討論（要旨）。

当初予算に対し、各事業が確実に執行されており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論。

なし。

賛成討論（要旨）。

新しい事業に取り組み、高齢者に寄り添った取組がなされており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。次のページです。

(5) 認定第5号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号「令和3年度川棚町下水道事業会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号「令和3年度川棚町水道事業会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

4. 委員会としての意見。

①ふるさと応援寄附金については、委託先の運業者との連携が取れているとのことだった。今後の取組に期待する。

②移住・定住促進に関しては、相談会等で町独自の補助が求められている。補助制度の構築を検討されたい。

③活きいきタクシー利用券については、交通弱者が利用できるような制度

になるよう再度検討されたい。

④介護事業については、高齢者に寄り添った事業に取り組まれている。今後も高齢者が元気に過ごせる町になるよう努められたい。

⑤新型コロナウイルス感染対策に関しては、町内の感染対策をはじめ、集団予防接種会場の運営や給付金の支給など、多くの分野で対応されてきた。今後も国の制度を積極的に取り入れ、迅速に対応されることを期待する。

⑥住宅使用料の滞納額が平成29年度以降増加している。要因の調査分析を行い滞納額の減少に努められたい。

⑦中央公民館は、1階が勤労青少年ホーム、2階が中央公民館となっており、町民にはわかりづらい。名称を検討されたい。

⑧災害復旧工事については被害箇所も多いが、二次災害や被害の拡大も予想されるので、一刻も早く事業を完成されたい。

⑨下水道事業では、未接続世帯の接続促進、使用料の収納対策強化、営業費用の節減、効率的・計画的な建設投資等により、収支の改善に努められたい。

⑩各種公共事業については、地元関係企業を最大限活用されたい。

⑪地区からの環境整備要望については、今後も誠意を持って対応されたい。

⑫永年の懸案事項であった新庁舎が完成し、業務が開始された。新庁舎の機能を十分に活用し、住民サービスの充実・向上に取り組まれたい。以上でございます。

議 **長** これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで委員長の報告に対する質疑を終わります。

議 **長** これから、1件ごとに討論、採決を行います。

まず最初に、認定第1号「令和3年度川棚町一般会計決算認定」について討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

す。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。田口議員。

8 番 田 口 令和3年度は一般会計を見ますと、このコロナ対策だけで7億9,000万円という大きな金額になっておりまして、予防接種でありますとか、給付金の支給とか、あるいはプレミアム商品券の発行とか、非常に業務が膨らんだわけでありましてけれども、いずれも適正に執行されていると認識いたしますので、賛成いたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。初手議員。

4 番 初 手 令和3年度の一般会計決算認定に対する賛成討論を行います。

先ほども言われましたように、新型コロナの感染対策や、また、災害に伴う事業が増える中に、新規や継続の事業も当初計画に基づいて実施をされております。

また、庁舎の完成により、防災の拠点が完成するなど、安全安心のまちづくりが進められ、住民福祉の向上につながっているというふうに考えます。

また、財政運営では、各種施策の効率的な実施及び徹底した経費の節減と合理化に努め、決算時における基金繰入金は抑制をされており、厳しい中でも健全な財政運営に取り組まれてきたものというふうにいえますので、委員長の報告に賛成をするものであります。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号「令和3年度川棚町一般会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

す。

本件は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、認定第1号「令和3年度川棚町一般会計決算認定」については認定することに決定をいたしました。

(10 : 16)

議 _____ **長** 次に、認定第2号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。水谷議員。

1 2 番 水 谷 それでは、認定第2号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」の賛成討論をします。

国民健康保険事業は、日本国民の健康を保つための事業で、本町の国民健康保険事業は、収入及び支出とも適正な運営がなされております。子ども対策にも取り組まれ、町民の今後の幸せになくしてはならない事業であると思います、委員長の意見に賛成をします。以上です。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第2号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、認定第2号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 18)

議 長 次に、認定第3号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。ありませんか。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、認定第3号「令和3年度

川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 19)

議 _____ **長** 次に、認定第4号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。ありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。小谷議員。

2 番 小 谷 はい。認定第4号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、賛成の立場で討論を行います。

令和3年度介護保険事業につきましては、包括的な支援事業をはじめ、高齢者の健康寿命を延ばすために新規の介護予防事業にも積極的に取り組まれており、適正な予算の執行がなされているものと判断し、賛成いたします。

議 _____ **長** はい。ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、認定第4号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定

をいたしました。

(1 0 : 2 1)

議 **長** 次に、認定第5号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。ありませんか。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。堀田議員。

1 3 番 堀 田 はい。認定第5号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に対して賛成討論を行います。

コロナ禍の影響で事業収入が減少していますが、来場者が快適に過ごせるよう施設の改良に適切に取り組まれており、委員長の報告のとおり賛成をいたします。

議 **長** ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第5号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** はい。全員起立です。したがって、認定第5号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

議 長 次に、認定第6号「令和3年度川棚町下水道事業会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

5 番 堀 池 認定第6号「令和3年度川棚町下水道事業会計決算認定」に対する賛成討論を行います。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の確保と、河川などの公共水域の水質保全を図ることを目的としており、今後も大変必要な事業であります。

工事や施設の維持管理は予算に基づいて適切な執行がなされていると判断し、委員長報告のとおり認定すべきものとの決定に賛成いたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号「令和3年度川棚町下水道事業会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、認定第6号「令和3年度川棚町下水道事業会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(1 0 : 2 5)

議 長 次に、認定第7号「令和3年度川棚町水道事業会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。堀田議員。

1 3 番 堀 田 認定第7号「令和3年度川棚町水道事業決算認定」について賛成討論を行います。

建設改良工事、保存工事を行い、地区の安定的な配水に心掛けてられており、委員長の報告に賛成をいたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号「令和3年度川棚町水道事業会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、認定第7号「令和3年度川棚町水道事業会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(1 0 : 2 7)

日程第8 閉会中の継続審査の件

議 _____ **長** 次に、日程第8「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

総務厚生委員長から、委員会において審査中の事件について、川棚町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りをいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、総務委員会の閉会中の継続審査につきましては、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

(10 : 28)

日程第9 議員派遣の件

議 _____ **長** 次に、日程第9「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

議 _____ **長** なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(1 0 : 2 9)

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

(1 0 : 2 9)

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和4年9月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。大変お疲れ様でした。

(1 0 : 2 9)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 高以良壽人

会議録署名議員 炭谷猛